

訪問介護・第1号訪問事業 重要事項説明書

【 年 月 日現在】

1 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-878-8106(午前9時～午後6時まで)

担当 佐藤 友美 *御不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 青い鳥 訪問事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	青い鳥	
所在地	埼玉県春日部市中央8-8-36	
介護保険指定番号	*訪問介護 (埼玉県指定番号1170601312)	
	*第1号訪問事業 (春日部市指定番号1110600671)	
通常の事業の実施地域	春日部市・越谷市	

*上記以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者		名()	名()	名()
サービス提供責任者	介護福祉士	名()	名()	名()
	介護職員基礎研修	名()	名()	
従業者	介護福祉士	名()	名()	名()
	介護職員基礎研修 修了者	名()	名()	名()
	1級～2級修了者	名()	名()	名()
	その他	名()	名()	名()

()内は男性再掲

(3) サービスの時間帯

*時間帯により料金が異なります。

	通常時間帯	早朝	夜間	深夜
	8:00～18:00	6:00～8:00	18:00～22:00	22:00～6:00
平日	○	○	○	×
土日祝日	○	○	○	×

3 サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助…全面介助、一部介助、見守り、配膳から片付け
- ・入浴介助…浴槽への誘導や見守り、入浴中の洗浄介助、着衣脱換の介助
- ・排泄介助…オムツ交換、トイレへの誘導、見守り、差込便器などによる介助
- ・清拭…身体保持のための清拭
- ・体位交換…褥瘡予防、血流促進のための体位交換
- ・その他…通院や役所等への外出介助、買い物への同行介助

(2) 生活援助

- ・買い物…日用品や食料品等の買い物代行
- ・調理…食事の準備、調理、配膳、食事の後片付け
- ・掃除…居宅・トイレなどの掃除、ゴミ捨て、布団干し
- ・洗濯…衣類・シーツの洗濯、乾燥、取込、衣類の補修、アイロンがけ
- ・その他…処方箋の受け取りと支払い代行

4 利用料金

(1)訪問介護費

【料金表 一基本料金・昼間】 *要介護の方

		1単位 10,42円	費用額 (10割)	利用者負担額		
				1割	2割	3割
身体介護	20分以上30分未満	244	2,542円	255円	509円	763円
	30分以上1時間未満	387	4,032円	404円	807円	1,210円
	1時間以上 1時間半未満	567	5,908円	591円	1,182円	1,773円
	1時間を超えて30分を増すごとに	プラス82	854円	86円	171円	257円
生活援助	20分以上45分未満	179	1,865円	187円	373円	560円
	45分以上	220	2,292円	230円	459円	688円

【料金表】*要支援の方

	単位	費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
第1号訪問事業(1)	1176単位	12,253円	1,226円	2,451円	3,676円
第1号訪問事業(2)	2349単位	24,476円	2,448円	4,896円	7,343円
第1号訪問事業(3)	3727単位	38,835円	3,884円	7,767円	11,651円

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の料金をいただき、サービス提供証明書を発行致します。

サービス提供証明書を、後日市町村の介護保険担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることが出来ます。

【2】加算

		1単位 10,42円	費用額 (10割)	利用者負担額		
				1割	2割	3割
初回加算	1月につき	200	2,084円	209円	417円	626円
緊急時訪問介護加算	1回につき	100	1,042円	105円	209円	313円
生活機能向上連携加算	(I)1月につき	100	1,042円	105円	209円	313円
	(II)1月につき	200	2,084円	209円	417円	626円
介護職員処遇加算	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数				利用料	
	要件		処遇改善加算の単位数		利用料	
	介護職員処遇加算(III)		介護報酬総単位数×18.2% ※ 1単位数未満の端数は四捨五入		左の単位数×1単位の単価	

※基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間帯(午後6時～午後10時)は、25%増し
深夜(午後10時～午前6時)は、50%増しとなります。

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、且つ、お客様の同意を得て、ヘルパー二人で訪問した場合は、
二人分の料金となります。

※春日部市は地域区分が「6級地」であるため、単位数に10,42円を乗じた
金額が料金となっています。なお、自己負担割合は介護受給者証の通りです。

【3】交通費

前記2の(1)のサービスを提供する通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を頂きます。尚、自動車を使用した場合の交通費は次の額を頂きます。

- ①事業所の実施地域を越える地点から片道10km未満…500円
- ②事業所の実施地域を越える地点から片道10km以上…1000円

【4】キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。

キャンセルが必要になった場合は至急、連絡下さい。(連絡先 048-878-8106)

ご利用の24時間前迄にご連絡頂いた場合		無 料
ご利用の12時間前迄にご連絡頂いた場合		当該基本料金の30%
ご利用の12時間前迄にご連絡頂け無かった場合		当該基本料金の50%

【5】その他

- ①お客様の住まいでのサービスを提供する為に使用する水道・ガス・電気等の費用はお客様の負担になります。
- ②毎月、翌日10日までに前月分の請求を致しますので、翌月20日以内にお支払い下さい。
お支払い頂きますと、領収書を発行します。
お支払い方法は、銀行振込・現金集金の2通りからご契約の際に選べます。

5 サービスの利用方法

【1】サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込み下さい。当社職員がお伺い致します。
訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始致します。
※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と
ご相談下さい。

【2】サービスの終了

- ①お客様の都合でサービスを終了する場合
サービスの終了する日の1週間前までにご連絡下さい。
- ②当社の都合でサービスを終了する場合
人員不足ややむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合が御座います。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書にて通知致します。
- ③自動終了
以下の場合は、双方の通知が無くとも、自動的にサービスを終了致します。
 - ・お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と
認定された場合
 - ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

当社が正当な理由無くサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様や
ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当社が破産した場合、
お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することが出来ます。
お客様が、サービス利用料金の支払いが一ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促した
のにもかかわらず、10日以内に支払わない場合、又はお客様やご家族などが当社や
当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、
文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合が御座います。

6 当社の訪問介護サービスの特徴等

【1】運営の方針

利用者が要介護状態になった場合でも可能な限り居宅に於いて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来る様、常に利用者の立場にたった適切なサービスを効率的に提供できるように配慮し行っています。

【2】サービス利用の為に

事 項	有 無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される場合は、お申し出下さい。
男性ヘルパーの有無	×	
従業員の研修の実施	○	年に6回行っています。
サービススマニュアルの作成	○	

【3】第三者評価の実地状況なし。

7 緊急時の対応

サービスの提供中に容体の変化等が合った場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅支援事業者等へ連絡を致します。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償致します。なお、事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名	賠償責任保険 ウォームハート

9 サービス内容に関する苦情

① 当社お客様相談・苦情担当

担当 佐藤 友美 電話 048-878-8106

② その他

当社以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることが出来ます。

・市町村名 春日部市
担当 介護保険課 電話 048-736-1111

・市町村名 越谷市
担当 介護保険課 電話 048-964-2111

・埼玉県国民健康保険団体連合会
(苦情窓口専用) 電話 048-824-2568

9 当社の概要

名称・法人種別 株式会社 サニテック
代表者役職・氏名 代表取締役 金田 好正
本社所在地 埼玉県春日部市中央8-8-36 3階

定款の目的に定めた事業

- 1 食品製造、加工工場及び厨房設備の保守管理並びに清掃作業
- 2 食品製造、加工工場の清掃業務の請負及び製造業務要員の派遣
- 3 環境衛生保持のための建物内外の消毒、清掃及び害虫駆除
- 4 建築物の環境衛生に係わる各種測定及び調査業務
- 5 建物内外の増改築及び塗装工事
- 6 居宅介護支援事業(休止中)
- 7 訪問介護事業
- 8 訪問看護事業
- 9 介護サービス事業
- 10 介護保険法に基づく第1号訪問事業
- 11 健康福祉具及び介護用品の輸入及び販売及び賃貸
- 12 障害者自立支援法による指定障害者福祉サービス事業
- 13 食品販売及び飲食店の経営
- 14 人材派遣に関する業務
- 15 上記各号に付帯関連する一切の業務

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県春日部市中央8-8-36
株式会社
名称 サニテック 青い鳥
代表取締役 金田 好正 印
説明者 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 住所 印
氏名
代理人 住所 印
氏名 印